

オーバフロータンクの測深管に備える自動閉鎖制御コックに関する事項

改正規則

鋼船規則 D 編及び R 編

改正事項

オーバフロータンクの測深管に備える自動閉鎖制御コックに関する事項

改正理由

本会規則においては、火災防止の観点から、燃料油タンクの測深管の上端を機関区域に導く場合において、測深管の上端にまで燃料油が到達していないことを確認するための自動閉鎖制御コックを要求している。一方、燃料油オーバフロータンクの測深管においては、燃料油の蓄積に対して、一般的に十分余裕を持った設計であることから当該制御コックは要求していなかった。

しかしながら、火災防止強化の検討を行った結果、バンカリング作業等での予期せぬ過剰な燃料油の供給等の事態も想定されることから、当該オーバフロータンクの測深管の上端を機関区域に導く場合にあっては、自動閉鎖制御コックを備えることで、燃料油の漏出を確実に防止することが可能となり、より火災に対する安全性が向上するものと考えた。

このため、オーバフロータンクの測深管に関する規定を見直すべく関連規定を改めた。

改正内容

燃料油オーバフロータンクの測深管の上端を機関区域に導く場合において、当該測深管の上端に自動閉鎖制御コックを備える旨規定した。

改正条項

鋼船規則 D 編 13.8.2

鋼船規則 R 編 4.2.2